

中野市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定により、議会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、36人とする。

- 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、議長が別に定員を定めることができる。

(傍聴の手續)

第4条 議長は、議会を傍聴しようとする者に対し会議傍聴人受付票（様式第1号）に所定の事項を記入させることができる。

- 2 前項に規定する場合で、議会を傍聴しようとする者が団体であるときにあっては、代表者又は責任者が、その団体の名称、代表者又は責任者の住所及び氏名並びに傍聴しようとする者の人員を会議傍聴人受付票に記入させるものとする。
- 3 前項の代表者又は責任者は、議会を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は必要があると認めるときは、中野市議会一般傍聴券（様式第2号。以下この条において「傍聴券」という。）を発行することができる。この場合、傍聴券を持たない者は、傍聴することができない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席への入場制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者

(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否か質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真、録音、録画、放送等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に

違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

様式第1号（第4条関係）

会 議 傍 聴 人 受 付 票

傍 聴 年 月 日	
住 所 (団体の場合は、代表者住所)	
氏 名 (団体の場合は、団体名及び代表者氏名)	
傍 聴 する 人 員 (団体の場合)	
連 絡 先	

※ご記入いただいた個人情報に関しては、他の目的には一切利用しません。

様式第2号（第5条関係）

（表）

年 月 日 傍聴	年 月 日 傍聴
中野市議会一般傍聴券	
本券の有効期限は1日とする。	傍聴人
傍聴人 住所	住所
氏 名	氏 名
中野市議会議長	印

（裏）

中野市議会傍聴規則（抜すい） （傍聴券）
第5条 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。 （議場への入場禁止）
第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。 （傍聴人の守るべき事項）
第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。 （1） 静粛にすること。 （2） 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。 （3） 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。 （4） 飲食又は喫煙をしないこと。 （5） その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。